

○申込状況

申込者数：51人(公開抽選)

貸出数：40台

■課題■

・自転車貸出数の拡大 翌年度も事業拡大の予定

■自転車講習会の模様



2 子どもを犯罪から守るための活動の推進

近年の犯罪の凶悪化、子どもを狙った犯罪など、子どもの身に様々な危険が迫っています。こうした犯罪から子どもを守るために、地域での自主的な防犯活動の充実や、警察など関係機関と連携を図っていくなどの活動を推進していきます。

(1) 学校、幼稚園、保育園等の安全対策の充実

学校や幼稚園、保育園等に通う子どもの安全を守るために、小学生への地域安全マップ・防犯ブザーの配布や、情報の交換などを推進します。

【事業の実施状況と方針】

① 学校等安全対策連絡会での情報交換		
事業の概要・実施状況	今後の方針	担当課
学校の安全に関する情報の交換を定例の校長会・副校長会等で実施しています。また、安全対策連絡会を通じて、学校との連携強化に努めています。	○継続	指導室
② 保育園安全確保事業の実施		
事業の概要・実施状況	今後の方針	担当課
安心安全メールの受信体制の確保。 防犯に対する意識及び対処方法の向上にむけ、三鷹警察署に依頼をし、年に1回～2回程度防犯訓練を実施しています。 施設面においても、全園の玄関扉に電子錠を設置。セキュリティの強化を図っています。	○三鷹警察署へも協力を仰ぎながら、継続していきます。	子育て支援室
③ 地域安全マップ等の配布・活用		
事業の概要・実施状況	今後の方針	担当課
子どもにわかりやすく、危険な個所や安全な個所などを明示した地域安全マップを配布・活用することで、子ども自身が防犯能力を習得し、犯罪被害の防止を図っています。(新入学時に毎年配布)。 各小学校ごとに、地域安全マップをもとにしながら子ども自身によるマップづくり講習会を開催し、更なる活用を展開しています。 ・平成16年12月、市内15小学校区域ごとに地域安全マップを作成しました。 ・平成17年度～20年度にかけて地域安全マップの通学路及び施設等を時点修正しました。平成17年12月、マップシールを作成しました。 ・平成19年度中、地域子どもクラブとの共催により地域安全マップづくり講習会を開催しました(年3回 七小、六小、四小)。 ・平成20年度中、地域子どもクラブとの共催により地域安全マップづくり講習会を開催しました(年2回 七小、中原小)。 ・小学校全校で取り組んでおり、また、教員対象の研修会も実施しています。 ・学校・保護者・地域・関係部局と連携して子どもたちを対象に実施しています。 また、小・中学校の児童・生徒への防犯ブザーの配布(平成20年度実績6,426個)も行っています。 ■課題■ ・マップづくり講習会の他団体との共催	○地域安全マップに関しては、作成から5年を経過し、大幅な改訂(道路・住宅・危険個所等の基礎的な情報など)を行う方向で検討していく。 ○マップづくり講習会に関しては、地域子どもクラブに限らず、他の団体にも参加を呼びかけていくとともに、学校の授業カリキュラムの中に取り入れることを働きかけていきます。	安全安心課 指導室 学務課

(2) みたか子ども避難所の拡充

原則として市内の小中学校区を単位として、PTA、青少年育成団体等が主体となり「みたか子ども避難所」委員会を設置し、協力世帯登録への呼びかけや、学校・地域と連携して子どもたちへ安全のための指導と「避難所」紹介等を実施していますが、事業の拡充を図ります。

教育委員会では、「みたか子ども避難所」設置要領を作成し、子どもが避難したことによる事故等への担保を図るため、協力者宅への保険加入を行っています。

【事業の実施状況と方針】

① みたか子ども避難所の拡充		
事業の概要・実施状況	今後の方針	担当課
<ul style="list-style-type: none"> 各地区委員会が、年度末・年度初めに、地区内の保護者宅や事業所等を対象に、協力世帯継続の確認や新規登録の呼びかけを行い、協力者名簿の作成や、新規登録世帯への「子ども避難所」表示プレート及び避難所運営マニュアルの配布等を実施しています。 協力世帯に異動や変更があった場合は、各地区委員会が教育委員会に連絡し、教育委員会は保険加入世帯変更の手続きを行っています。 これまで、避難所に子どもが駆け込んだ事例はありません。 ○20年度実績委 協力世帯数・世帯：3,291 <p>■課題■</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもたちが非常時に確実に、避難所に飛び込める体制を整えること（通学路や遊び場周辺の避難所の場所を認識し、ためらわずに飛び込める練習を行う等） 地区委員会は、PTAや青少年育成団体等が主体で毎年担当者が変わる組織であるため、協力者世帯の把握等が困難であり、担当者の負担が大きい。 特に、協力者宅の転出や協力店舗の廃業等は把握が難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校や地域の団体等が連携して子どもたちが非常時に確実に、避難所に飛び込める体制づくりの取組ができるように呼びかけます。 ○情報交換会を開催し、警察からの地域犯罪情報等を提供し、各地区の運営の参考になるための意見交換を実施します。 	生涯学習課

(3) 自主的活動等のコミュニティ活動の充実

地域住民の自主的活動などを含むコミュニティでの活動を充実させ、地域全体での防犯活動を推進します。

【事業の実施状況と方針】

① 自主的活動等のコミュニティ活動の充実		
事業の概要・実施状況	今後の方針	担当課
<p>地域出前懇談会や防犯講話などを三鷹警察署との連携で進め、「自分たちの地域は、自分たちで守る」という地域防犯力の向上に努めることで自主的な防犯活動に取り組む下地づくりに努めてきました。</p> <p>その結果として、平成20年1年間の犯罪発生件数は、1,952件となり、平成元年以降最も少ない犯罪発生件数となった。</p> <p>■課題■</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も防犯活動について高い関心を維持し、積極的な取組みが継続して実施されるよう、さらに関心を持ってもらうような啓発活動に取り組むことも課題である。 これまでのコミュニティ活動の担い手の高齢化に伴い、新たな担い手の人材育成が課題となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○防犯への関心を高めていき、地域防犯力を向上し、より具体的な活動として安全安心・市民協働パトロールへの参加を呼びかけていきます。 ○全市的な地域防犯力の向上により犯罪を寄せつけないまち三鷹の実現を図ります。 	コミュニティ文化室 安全安心課

(4) 安全安心・市民協働パトロール体制の拡充

生活安全の推進母体となる生活安全推進協議会の運営、生活安全に関するガイドラインの運用、警察等関係機関・市民・事業者等との連絡調整、犯罪に関する情報発信など、市民の生活の安全を総合的に推進する体制を拡充します。また、市職員、町会・自治会、事業者等との協働による「安全安心・市民協働パトロール」の体制を拡充します。

【事業の実施状況と方針】

① 安全安心・市民協働パトロール体制の拡充		
事業の概要・実施状況	今後の方針	担当課
<p>平成15年2月、市職員による安全安心パトロールの実施 平成16年7月、安全安心パトロール車による巡回開始 ※市政嘱託員（警察官OB）による巡回パトロール 平成16年7月、ボディパネルを着装しての事業所による安全安心・市民協働パトロール開始 平成16年7月、町会・自治会等による安全安心・市民協働パトロール開始 平成19年11月、安全安心パトロール車の貸出し開始</p> <p>■20年度の実績■ ボディパネル装着車対応事業所 19団体 214事業所 591台 安全安心・市民協働パトロール実施町会・自治会 30団体 約1,000人 安全安心パトロール車の貸出し団体 町会・自治会6団体</p> <p>■課題■ ・全市的に展開している安全安心・市民協働パトロール活動であるが、パトロールに参加していない町会・自治会も存在する。そのような町会・自治会に対して働きかけていく必要がある。また、団体のリーダー的な存在の方々に高齢者が多く、後継者の育成が課題としてあげられる。</p>	<p>○犯罪発生件数が年々減少していることにより、本活動が下火にならぬよう、さらなるパトロール活動の拡大施策を展開することで着実に地域に根付いた活動となるよう取り組んでいきます。</p> <p>○また、現在の担い手から後継者へと円滑なバトンタッチができるような環境整備に取り組んでいきます。</p>	安全安心課

(5) 安全安心情報ネットワークシステムの整備

携帯電話等の電子メール機能を利用した「安全安心メールの配信」等による安全安心情報ネットワークシステムへの登録者の拡大を図るとともに、犯罪や事件が発生した場合、安全安心緊急情報として発信する様々な情報への対応をマニュアル化した「三鷹市安全安心緊急情報対応マニュアル」を普及していきます。

【事業の実施状況と方針】

① 安全安心情報ネットワークシステムの整備		
事業の概要・実施状況	今後の方針	担当課
<p>(安全安心メール) 平成17年7月～9月 安全安心メール実証実験 平成18年2月 安全安心メール本格導入 ◎主な配信メール内容 ・子どもに関する犯罪・不審者情報等 ・緊急情報として配信する必要がある情報</p>	<p>○メール登録者の拡大を図るとともに、より市民が必要としているメール内容となるよう関係行政</p>	安全安心課

<ul style="list-style-type: none"> ・ 事件解決に関する情報 ・ 気象に関する情報など (安全安心緊急情報対応マニュアル) 平成 18 年 2 月 三鷹市対応編および市民対応編を作成 平成 19 年 7 月 市内の小学校に配布 同 11 月 市内の老人クラブに配布 ■ 20 年度の実績 ■ 登録者数 約 8,500 人 ■ 課題 ■ ・ 土・日、祝日の安全安心メールの配信 ・ 小学校、老人クラブ以外へのマニュアルの効果的な配布 ・ 配信速度 (特に気象情報配信時における) 	<p>機関や部署との連携を図ります。</p> <p>○ マニュアルに関しては、より効果的な配布方法を検討していきます。</p>	
--	---	--

Ⅲ 子どもを取り巻く有害環境への対応の推進

1 子どもを取り巻く有害環境への対応の推進

子どもたちを取り巻く社会環境には、ゲームやビデオ、DVD、不健全図書など、健全育成に悪影響を及ぼすものがたくさんあります。特に、インターネットや携帯電話などの急速な普及による情報の氾濫は利用を誤ると子どもたちが被害者になる場合もあります。こうしたネット社会の危険性や有害環境から子どもたちを守るため、児童青少年健全育成団体を中心として地域ぐるみで安全で健全な環境づくりの推進に努めます。

(1) 子どもの生活環境の向上と有害環境の改善

【事業の実施状況と方針】

① 子どもの生活環境の向上と有害環境の改善		
事業の概要・実施状況	今後の方針	担当課
<p>市長の附属機関である、青少年問題協議会において、年度毎に、「三鷹市児童青少年健全育成活動の基本方針」を策定し、安全で健全な環境づくりをすすめている。また、平成 20 年度には、「ケータイ安全教室」の研修会の実施や「家庭でできる！ケータイ安全対策」を策定し、21 年度に、全児童・生徒の保護者あて配布した。</p> <p>補導連絡会や青少年対策地区委員会代表者会議などの会議においても、携帯電話やインターネットの活用についての情報交換や講演会を実施した。また、補導連絡会委員によるカラオケボックスやインターネットカフェなど三鷹駅・吉祥寺駅前周辺の盛り場実態調査や東京都青少年健全育成協力員として、コンビニエンスストア、レンタルビデオ店等への不健全図書類の規制の遵守状況調査を定期的の実施している。また、不健全図書が不法に廃棄され、児童青少年の目に触れることにより健全育成に悪影響を与えることを防止するため市内5箇所の不健全図書回収箱を設置し、回収し廃棄している。</p>	<p>三鷹市青少年問題協議会などの児童青少年健全育成団体による地域ぐるみで安全で健全な環境づくりを推進する。</p>	<p>生涯学習課</p>